

国 総 建 第 6 4 号
平成 2 3 年 6 月 3 日

社団法人全日本不動産協会 担当理事 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



貴団体傘下の企業が発注する工事における
建設企業の節電対策への配慮について

東日本大震災に伴う電力供給不足に対応するため、政府の電力需給緊急対策本部において、「夏期の電力需給対策について」（平成23年5月13日）が決定され、東京電力株式会社及び東北電力株式会社の管内全域において、本年7月1日以降、国民・産業界が一丸となって需要抑制に取り組むこととされました。

また、電気事業法に基づく電気の使用制限の具体的内容について、6月1日付けで官報告示されました。

これらを受け、今後、上記の管内で実施される工事においても、受注者である建設企業が電力使用の削減の取組を行っていくこととなります。

つきましては、貴団体傘下の各企業が発注する工事において、受注者である建設企業から、電力使用の削減の取組に伴って生じる工事実施日や施工時間の変更、これに伴う工期延長、請負代金の変更等について相談があった場合には、電力需要抑制の必要性にかんがみ、できる限り柔軟にご対応いただけるようよろしく申し上げます。